６こ第１０４２号
令和６年６月１７日

福島県医師会長
福島県産婦人科医会長　様
福島県助産師会長

福島県こども未来局長
（公印省略）

福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金交付要綱の制定について
（通知）

このことについて、別紙のとおり福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金交付要綱を制定しましたのでお知らせします。

なお、本事業については実施主体が市町村となるため、各市町村で実施要綱等を定め、申請者からの申請を受け付けることとなります。

今後、市町村毎の事業実施の有無等について県でとりまとめ、県ホームページ等で公開を予定しておりますので申し添えます。

記

１　適用日
令和６年４月１日

（事務担当　子育て支援課　副主査　渡邉　電話024-521-8205）

# 福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦等に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び出産までの間の当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の負担軽減を図るため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象）

第２条　市町村が実施する以下の各号の事業に要する経費について、市町村に対して補助金を交付するものとする。

（１）妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

令和６年４月１日付けこ成母第９０号・医政発０４０１第３号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」（以下「通知」という。）に基づき実施する事業

（２）同行者に対する宿泊費支援事業

ア　対象者

前号の助成対象となる宿泊に際して、妊婦の支援のために同じ宿泊施設に宿泊する同行者（以下「同行者」という。また、妊婦１人につき同行者は１名までとする。）

イ　事業内容

同行者が宿泊に要した費用（通知に基づき実施する宿泊費助成対象額を上限とする。）を助成する。

（交付額の算定方法）

第３条　この補助金の交付額は、以下の各号により算出された額の合計額とする。ただし、各号で算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

ア　別表の第１欄（種目）「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額を算出する。

（２）同行者に対する宿泊費支援事業

ア　別表の第１欄（種目）「同行者に対する宿泊費支援事業」の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少

ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に２分の１を乗じた額を算出する。

（申請書の様式等）

第４条　規則第４条第１項の申請書は、第１号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

２　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

（１）事業計画書

（２）申請額算出内訳書

（３）歳入歳出予算書

（４）その他参考となる書類

（補助金交付の条件）

第５条　規則第６条第１項第５号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

（１）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第２号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（２）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、第３号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（３）その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

（変更の承認）

第６条　規則第６条第１項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１）事業計画書

（２）変更交付申請額算出内訳書

（３）歳入歳出予算書

（４）その他参考となる書類

２　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、補助事業の内容又は交付金の額に影響を及ぼさないと認められる場合において、補助対象事業費の２０％以内の減額変更とする。

（申請を取り下げることができる期日）
第７条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（概算払）
第８条　知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。
２　補助対象者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金概算払請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（完了報告）
第９条　市町村は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業完了報告書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）
第１０条　規則第１３条の規定による実績報告は、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業実績報告書（第７号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに行なわなければならない。
（１）事業実績書
（２）精算額算出内訳書
（３）歳入歳出決算書
（４）その他参考となる書類

（補助金の交付の請求）
第１１条　補助金交付の決定の通知を受けた市町村は、補助事業等が完了した場合は、福島県妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金交付請求書（第８号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（書類の経由）
第１２条　市町村が規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の保健福祉事務所の長を経由して提出しなければならない。

附則
この要綱は、令和６年６月１７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（別表）

| 1　種目 | 2　基準額 | 3　対象経費 |
|---|---|---|
| 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 | ① 交通費（往復分）<br>妊婦１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額（タクシー利用料）に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額<br>② 宿泊費<br>妊婦１人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、１泊当たり２，０００円を控除した額 | 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費 |
| 同行者に対する宿泊費支援事業 | 同行者１人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする）から、１泊当たり２，０００円を控除した額 | 同行者に対する宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費 |

こ成母第９０号
医政発0401第３号
令和６年４月１日

都道府県知事
各市町村長殿
特別区長

こども家庭庁成育局長
（公印省略）
厚生労働省医政局長
（公印省略）

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について

標記について、今般、別紙のとおり「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱」を定め、令和６年４月１日から適用することとされたので通知する。

ついては、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

# 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱

## １　事業目的

地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産までの間当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

## ２　実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

## ３　対象者

本事業による助成の対象者は、以下の（１）または（２）に該当する妊婦とする。

（１）住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い分娩取扱施設（妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦

（２）医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター（当該妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦

## ４　事業内容

以下の（１）または（２）を実施することとする。

（１）３（１）に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。

①　交通費

当該妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設までの移動に要した費用（往復分）について、６の①により算出した交通費の助成額を助成する。

②　宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ）で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大１４泊分）について、６の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い分娩取扱施設」を「最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設」と読み替える

こととする（以下同じ。）。

（２）３（２）に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。

①　交通費

当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、６の①により算出した交通費の助成額を助成する。

②　宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大１４泊分）について、６の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い周産期母子医療センター」を「最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設」と読み替えることとする（以下同じ。）。

５　概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦の考え方

この事業における「概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦」とは、３（１）または（２）に該当する妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊婦が選択した移動手段とする。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね６０分以上を要すると市町村が認める妊婦をいうものとする。

６　交通費及び宿泊費の助成額の算出方法

交通費及び宿泊費の助成額は、以下により算出することとする。

①　交通費の助成額

３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでタクシーにより移動した場合は実費額に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額とする。

②　宿泊費の助成額

３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合は、実費額（実施主体の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、１泊当たり 2,000 円を控除した額とする。

７　国の補助等

市町村の本事業の実施に要する経費については、当該市町村が属する都道府県が補助するものとし、国は、当該都道府県が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

８　留意事項

ア　市町村は、「出産・子育て応援交付金」による伴走型相談支援で実施する妊娠届出時や妊娠８ヶ月頃の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、当該妊婦に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。

イ　本事業による妊婦に対する交通費及び宿泊費の助成については、出産後に妊婦が住所地に戻ってきた後に清算して助成する方法のほか、タクシー事業者や宿泊施設と委託契約を締結した上で、妊婦に対して当該タクシー事業者や宿泊施設の利用クーポン（６に定める助成額の割引が受けられるもの）をあらかじめ交付する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。

　なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。

ウ　本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。